

困ったなあ

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
弁護士
帝京大学法学部教授

夫と離婚して、お金を返してほしいのですが…。

夫と離婚したいのです。10年前に結婚しました。子供はいません。夫は高校卒業後バーでバーをしていて、いずれ自分の店を出すのが夢でした。私も会社で働いて精いっぱい協力し、3年前に店を始めました。夫は飲むのが好きなのでほとんど預金がなく、私が200万円を出し、両方の親に各300万円出してもらつて、無借金でした。

それなりに回るようになつた昨秋、内装をもつと良くすべきだと常連客に言われたとか、私は反対したのですが押し切られ、300万円もの借金をしてしまいました。月15万円ずつ、2年で返せるはずだったのですが…。

失礼ながら、ご主人の金銭感覚はいただけませんね。店をやりたいのはいいけれど、であれば自分でお金をためるべき。それをせずに、周りの人々に頼りきり、なおかつ改装だなんて、それは余裕ができるからのものです。店もそうですが、それでは結婚もうまくいきませんよね。

さて、親御さんが300万円を返してくれと思う気持ちはよく分かるし、ご相談者も同じはず。ただ結論から先に言うと、難しいです。

実際問題として、ご主人にはお金がないですね。ご主人の実家は金持ちだから出してほしくおっしゃるけれど、親は別人格なので、それは無理です（もちろん、向こうが払いますと言ふのならいいけれど、息子と離婚する嫁さんに普通は出さないで）。仮定の話ですが、もし主人にお金があつて、返してくれるのなら、親御さんもご相談



ええ、そうなのです。このコロナ騒動です。今年2月はまだ良かっただけですが、3月からばかり客が来なくなり、その後はご存じの通り、緊急事態宣言です。アルコールは午後7時まで、では休業しかない。家賃は出ていくし、無駄な借金もある。さまざまな給付金が出るというけれど、申し込んでもなかなか支給されないし、出たとしても足りるわけがない。私が働いて

いるのでどうにか食べてはいけますか。夫は荒れて、自宅待機の私はとも一緒に暮らせらず、実家に戻りました。両親は離婚しました。兩親は離婚しろと言うし、私も性格の不一致やその他不満がたまつて、すっかり気持ちが冷めてしまいました。親はこの際貸した金を返してほしいと言うし、私も返してほしいです。

者も返してもらえばよいですが、ノーと言われば難しいですよ。親御さんはご主人と返済契約を結んでいますが、身内でたぶんそんな水臭いことはしていないでしよう。つまり、贈与かもしれない。娘婿に対するというより、娘への贈与かもしれない。法的な性格が曖昧です。妻と返済契約など結ぶはずがないですね。

離婚の際に財産分与といつて、夫婦が共同で築いた財産を精算することはますが、預貯金や不動産であればいざ知らず、営業資産である店を分けるといつて、どうしますかね。売却しても少しでもプラスが出るような

らしいけれど、このご時世、たぶん売却 자체が難しいでしょう。ならば、その正味財産を計算してその半分をもらえるか？ といつてもお金がないですから、だいぶ先のことになりますね。心配なのは、その借金です。連帯保証人にはなつていませんよね？ 調べてくださいね。もしおなつていればそれは債権者とご相談者の契約なので、離婚しても背負わねばなりません。ご主人が支払いを怠ると、ご相談者に請求が来ますので、そういうことも話し合わないといけませんね。